

(案)

令和7年度なはSDGs推進事業（多様なつながり地域づくり）
業務委託 契約書

那覇市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
「令和7年度なはSDGs推進事業（多様なつながり地域づくり）業務委託」について、
次の条項により契約を締結する。

(委託業務)

- 第1条 甲は、令和7年度なはSDGs推進事業（多様なつながり地域づくり）業務委託（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 乙は、業務の実施にあたっては、別紙「令和7年度なはSDGs推進事業（多様なつながり地域づくり）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「令和7年度なはSDGs推進事業（多様なつながり地域づくり）事業計画書」に従い、これを誠実に遂行しなければならない。
- 3 前項の仕様書に定めのない細部については、甲乙協議して定めるものとする。

(契約期間)

- 第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。
- 2 乙は、契約期間内に委託業務を完了しなければならない。

(委託料)

- 第3条 この契約に定める業務の実施に要する経費（以下「委託料」という。）は、金
円とする（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円）。
- 「取引に係る消費税額および地方消費税額」は、消費税法及び地方税法の規程に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 2 委託料の経費の内訳は、別紙のとおりとする。
- 3 乙は事業内容の変更（軽微な変更を除く）及び経費の配分の変更（各費目ごとの金額の20%以内の変更を除く）をする必要がある場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(委託料の概算払い)

- 第4条 甲は、乙の請求に基づきその所要額を概算払いの方法により委託料の7割を超えない範囲で支払うことができる。概算払いは1回までとする。
- 2 乙は、前項の請求があった時は、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金

額について、甲に返還するものとする。

- 4 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その期限の翌日から納付する日までの日数に応じて年利 2.6%の延滞金を徴収できるものとする。

(契約保証金)

第 5 条 那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定により免除する。

(履行場所等)

第 6 条 なは市民活動支援センター（なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2-3-1）や市公共施設又はオンライン等、効果的かつ適切に実施できる場所とする。

(実施計画書)

- 第 7 条 乙は、第 1 条に基づき実施する業務について、日程、作業内容及び業務管理体制等について記した実施計画書を、契約締結後速やかに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 2 甲は乙が提出した実施計画書の内容について、必要と認めた場合は、その変更を乙に指示することができる。

(再委託の制限)

第 8 条 乙は、この委託業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。

(委託内容の変更)

第 9 条 甲は、必要がある場合は業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の調査)

第 10 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(実績報告書等の提出)

第 11 条 乙は、本業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了報告書及び仕様書に定める実績報告書、その他成果物を提出しなければならない。

(検査)

第 12 条 甲は、前条の委託業務完了報告書及び成果物を受理したときは、速やかに業務実績の確認、検査を行うものとする。

- 2 前項の検査の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(帳簿)

第 13 条 乙は、事業に係る経費について、別に帳簿を備え、収入及び支出についてその内容を証する証拠書類を添え、その出納を明らかにしておかなければならない。

- 2 乙は、前項の帳簿等を委託期間終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(委託料の額の確定)

第 14 条 甲は、第 11 条の実績報告書を受理した時は、当該実績報告書を審査し、適正と認めた時は委託料の額を確定し乙に通知する。

- 2 乙は、前項の通知を受けたときに委託料精算払請求書を甲に提出することができ、甲は、委託料精算払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(著作権の使用)

第 15 条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、その使用に関して一切の責任を負うものとする。

(成果物の帰属)

第 16 条 業務に基づき作成した成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。但し、甲の承諾があれば、乙は成果物を使用することができる。

(秘密の保持及び個人情報の取扱い)

第 17 条 乙及び業務に従事している者は、業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。業務の委託期間終了後、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

- 2 本業務の遂行における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内又は期限後相当の期間経過後、契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。
- 2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲乙いずれかの責に帰することができない理由で委託業務の実施が困難となったときは、甲乙協議により本契約を解除、又は変更することができる。
- 4 甲は、乙、乙の代理人、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第19条 甲又は乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。なお、損害賠償額については甲乙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

（契約不適合責任）

第20条 乙は、乙の受託した業務完了後、不適合が発見され、それが乙の責に帰すべき理由である場合は、甲に対し無償で当該不適合に対する補修を行うものとする。なお、乙が責任を負う期間は、業務完了後1年間とする。

（紛争の解決方法）

第21条 この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について疑義のあるときは、法令等に従うほか、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙